別記様式第２号（第６条関係）

福知山市指令第　　　号

福知山市作業道開設整備補助金交付決定通知書

年月日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福知山市長

年　　月　　日付けで交付申請のあった補助金については、福知山市補助金交付規則第５条及び第６条により次のとおり交付することに決定したので、同第７条により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助年度 | 年度 |
| ２　補助金の名称 | 福知山市作業道開設整備補助金 |
| ３　補助金の額 | 円 |

交付の条件は、次のとおりとする。

１　補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助金の額の２０パーセント以内の減額を伴う軽微な変更を行う場合はこの限りでない。

２　補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

３　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

４　福知山市補助金交付規則及び福知山市作業道開設整備補助金交付要綱の規定に従うこと。

５　補助事業完了後、実績報告書を補助事業実施年度の２月末日までに提出すること。

６　補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

担当部課